

田辺市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 田 辺 市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平 成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 28 年 度 ~ 平 成 37 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年(10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非的
処理区域内人口密度	0.1人/h a	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1		
処理場数	71基 (市町村設置型浄化槽事業のため、各戸に浄化槽を設置しています。)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	設置した浄化槽の規模に応じた定額制としています。				
	人槽区分	使用料(月額)	人槽区分	使用料(月額)	
	5人槽	3,780円	41人槽から50人槽まで	22,680円	
	6人槽及び7人槽	4,320円	51人槽から60人槽まで	37,800円	
	8人槽から10人槽まで	5,400円	61人槽から70人槽まで	38,880円	
	11人槽から15人槽まで	9,280円	71人槽から80人槽まで	44,280円	
	16人槽から20人槽まで	10,800円	81人槽から90人槽まで	49,680円	
	21人槽から30人槽まで	14,040円	91人槽から100人槽まで	58,320円	
	31人槽から40人槽まで	18,360円			
	同程度の規模の浄化槽維持管理費用及び集落排水処理施設使用料を参考に使用料を定めています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様の使用料体系です。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様の使用料体系です。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,670円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,215円
	平成26年度	3,780円		平成26年度	4,276円
	平成27年度	3,780円		平成27年度	4,324円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	5名
事業運営組織	田辺市 市民環境部 環境課 生活排水係 平成29年2月28日現在、環境課長以下5名で構成されています。 環境課生活排水係で特定環境保全公共下水道事業、各集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の維持管理等の業務及び浄化槽に関する業務を一括して実施しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の保守点検業務を民間業者に委託
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

2. 経営の基本方針

将来にわたり特定地域生活排水処理事業を継続することにより、他の生活排水処理事業と共に田辺市内における良好な水環境を保ち、市民がいつまでも快適に安心して暮らせる生活環境の確保を図ります。
特定地域生活排水処理事業の効率的な維持管理と再整備を行い、生活排水処理サービスを継続して提供します。これに不可欠な財政基盤を健全化し、強化するため、経費の削減と財源の確保に努め、健全で持続可能な特定地域生活排水処理事業経営をめざします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

特定地域生活排水処理事業は、浄化槽市町村整備推進事業により各戸に浄化槽を設置したものです。供用から9年が経過していますが大規模な修繕、更新が必要な機器劣化は生じておりません。そのため、本経営戦略策定に際して、施設の更新・大規模改修に関する投資は見込んでおりません。

② 収支計画のうち財源についての説明

特定地域生活排水処理事業における主な財源は、料金収入と一般会計からの繰入金で構成されています。施設の維持管理費用及び施設の建設に充てた地方債の償還金を賄うため、一般会計からの基準外繰入が必要となっています。
しかし、安易に基準外繰入に頼ることなく、維持管理費の削減に努めるなど、収支の改善に努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

各戸に設置された浄化槽の維持管理費用及び施設の建設に充てた起債の償還金が歳出の大きい部分を占めています。施設の維持管理費用については、適正な入札等による経費の削減に努めていきます

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化については、各戸に浄化槽を設置する事業であることから、対象となりません。共同化については、近隣自治体との汚水処理施設の運用に関する意思統一が必要となってくることから、今後の検討課題とします。
投資の平準化に関する事項	供用開始から10年が経過しており、今後多くの機器が更新時期を迎えます。そのため、長期的な維持管理・設備更新の計画を策定し、実施することにより、施設の修繕に係る経費の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	行政の効率化・活性化のため、民間ノウハウの活用が求められています。その手法としては、指定管理者制度、PPP/PFI、民間委託等が様々な自治体の実情に合わせて採用されているところです。田辺市においても、実情にあった導入方法の検討を行います。
その他の取組	無

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来にわたり安定した汚水処理サービスを提供するため、施設の維持管理・更新に係る費用の適正化に努めることと併せ、地域の浄化槽の維持管理費用及び他の生活排水処理事業の使用料とのバランスを考慮した上で、経営戦略の見直しの際に適正な料金水準や料金体系の検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	無
その他の取組	無

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、浄化槽の保守点検を民間事業者に委託しています。
職員給与費に関する事項	現状、各集落排水施設と合併した維持管理を行っており、特定地域生活排水処理事業で負担している職員給与費はありません。各事業との統合など変動があった場合には職員体勢を検討します。
動力費に関する事項	無
薬品費に関する事項	運転方法の工夫による薬品使用量の低減に努めます。また、機器の更新の際には導入費用及び維持管理に係る費用の比較を行い、より経済的な機器選定を行います。
修繕費に関する事項	供用から10年が経過しており、プロフ等の故障による修繕費の増加がみられます。より適正な維持管理を行い、ライフサイクルコストの低減に努めます。
委託費に関する事項	民間活力の活用の検討にあわせて、適切な業務委託の方法について検討を行います。
その他の取組	無

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略については、各年度の決算結果に基づき、経営比較分析表を活用しながら、実施状況の進捗管理を行います。 また、計画と実績に大きな乖離が生じた場合、各施設の大規模改修などを行う必要が生じた場合など、必要に応じて投資、財源等の試算を行い、適宜見直しを図っていくこととします。
---------------------	--

経営比較分析表

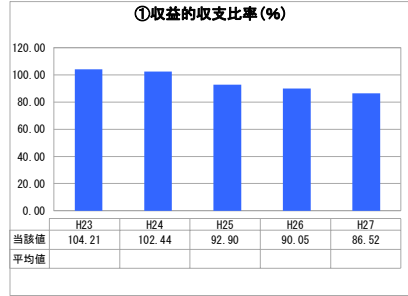
和歌山県 田辺市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.29	100.00	3,780

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
77,486	1,026.91	75.46
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
225	25.25	8.91

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成27年度全国平均

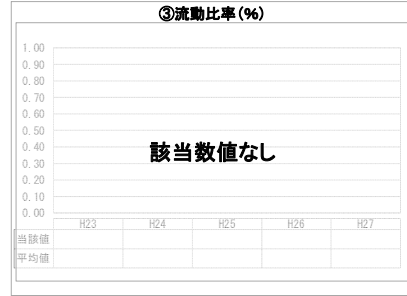
1. 経営の健全性・効率性



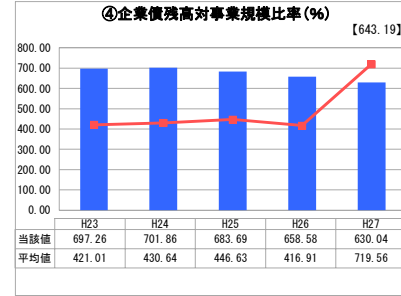
「単年度の収支」



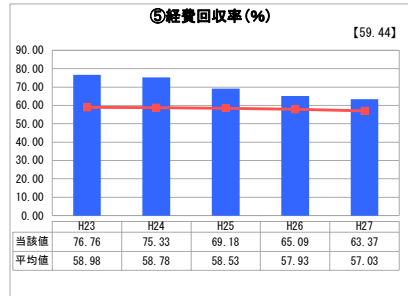
「累積欠損」



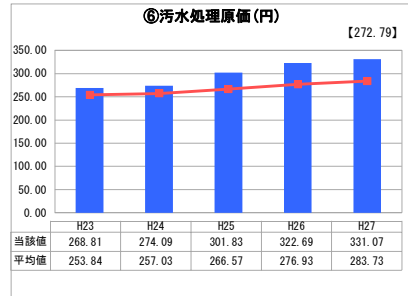
「支払能力」



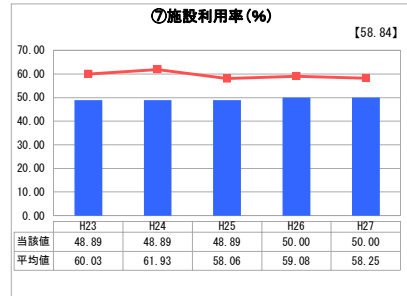
「債務残高」



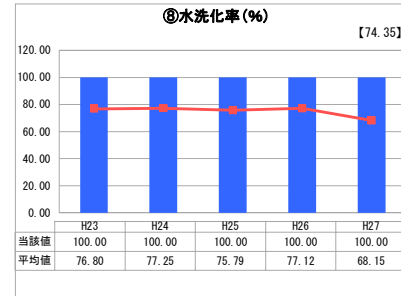
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

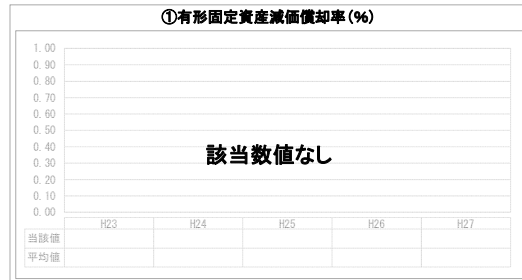


「施設の効率性」

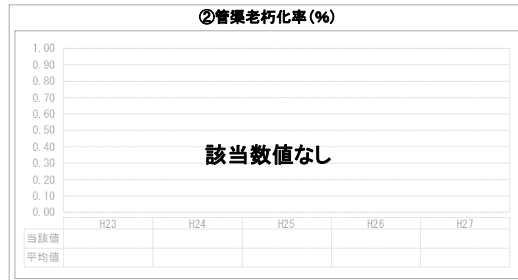


「使用料対象の捕捉」

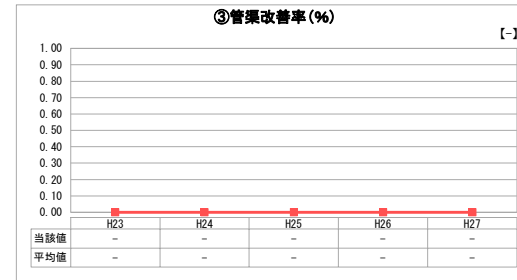
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率について、本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況であり、一般会計からの繰入金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経費の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体を上回る状況で推移しておりますが、引き続き地方債の償還については、全てを一般会計からの繰入金収入に頼ることなく、可能な限り使用料収入での地方債償還を行い、比率の改善に努めてまいります。

汚水処理原価は、類似団体より高い数値となっておりますが、水洗化率が100%であるため、維持管理経費の節減により汚水処理原価の改善に努めてまいります。

施設利用率は、類似団体より低い水準となっておりますが、各戸の状況に合わせた適切な施設規模での整備となっております。

水洗化率は、100%と類似団体より高い水準となっております。今後もこの水準の維持に努めてまいります。

2. 老朽化の状況について

全域供用開始が平成21年度からであり施設の大きな改修はありません。管路施設については、各個人の管理となります。

全体総括

特定地域生活排水処理事業は、本市の秋津川地域で行われている事業です。

今後、人口減や高齢化による使用料収入の減に対する検討が必要ではありますが、施設維持管理経費の更なる節減を図り、適正かつ必要最小限の管理に努めながら、地域の生活環境の向上を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(特定地域生活排水処理事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 35	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	600	566	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	565	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)	565	565	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567
	赤 字 (Q)													
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	3,421	3,459	3,459	3,459	3,459	3,523	3,523	3,523	3,523	3,523	3,523	3,523	3,523
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定し た	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	22,530	21,793	21,056	20,303	19,534	18,748	17,946	17,127	16,290	15,435	14,562	13,670	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度
収益的収支分		1,312	1,263	1,246	1,230	1,213	1,211	1,194	1,177	1,159	1,141	1,122	1,103	
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち基準外繰入金		1,312	1,263	1,246	1,230	1,213	1,211	1,194	1,177	1,159	1,141	1,122	1,103	
資本的収支分		488	737	787	769	786	802	819	837	855	873	892	911	
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち基準外繰入金		488	737	787	769	786	802	819	837	855	873	892	911	
合 計		1,800	2,000	2,033	1,999	1,999	2,013	2,013	2,014	2,014	2,014	2,014	2,014	